令和２年度補正・令和３年度「緑の雇用」事業について

～見直しのポイント～

令和３年２月

　　　　　　　全国森林組合連合会

　　　　　　　担い手・雇用対策部

　令和２年度補正および令和３年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○　見直しのポイント

* 令和２年度補正事業

1. トライアル雇用

・３か月、60日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和３年４月を予定しています。なお、４月開始のトライアル雇用研修の後、６月開始の令和３年度ＦＷ研修につなげることが可能です。※この場合の助成期間は２か月となります。

・就職氷河期世代（30代後半～40代）を優先的に割当てることとします。

・４月開始のトライアル雇用は、令和２年度の登録経営体に限定されます。令和３年度に新規に登録申請を行う経営体は、令和３年度事業のトライアル雇用（６月開始予定）をご活用ください。

・予算の状況により助成期間や時期が短縮となる場合があります。

1. 多技能化研修

・経営体が新たに造林事業に取り組む、もしくは拡大して行う場合に、造林作業の経験のない林業従事者に造林作業の基本的な知識・技術を習得させるための集合研修、OJT研修を行います。

・２か月、40日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和３年６月を予定しています。

* 令和３年度事業

1. 多技能化研修

令和２年度補正事業と同様の内容となり、令和２年度補正の予算終了後に実施の予定です。

1. トライアル雇用研修（山間部への定着希望者）

・トライアル雇用研修の一環として、他産業従事者が山間部での定着を希望し、一定期間林業の就業実態等の把握や基礎的な作業を体験させるための実地研修（OJT）を実施します。

・３か月、60日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和３年６月を予定しています。

1. ＦＷ研修の指導員の要件

・ＦＬ研修およびＦＭ研修の修了者に限定することとしていますが、令和３年度は移行措置として従来の指導員研修修了者も指導員として登録できることとします。

・新規経営体等ＦＬ・ＦＭ研修修了者がいない経営体につきましては、当年度のＦＬ・ＦＭ研修受講者も年度当初に遡って指導員として登録できることとします。

1. ＦＬ・ＦＭ研修カリキュラム等の改定

・指導力強化のための新カリキュラムでの研修実施となります。ＦＬ・ＦＭ研修とも全体研修時間・日数の増はありません。